

## 印南町小災害見舞金支給規程

平成 30 年 10 月 10 日告示  
平成 30 年規程第 4 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、印南町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 31 号。以下「条例」という。)の適用を受けるに至らない災害による被災者に対して災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給し、その援護を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等による自然災害及び火災、爆発等による災害をいう。
- (2) 住家 現に住居のために使用している建物をいう。
- (3) 被災者 印南町内に住所を有する者で、災害により死亡し、又は住家に被害を受けたときの居住者をいう。
- (4) 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

### (被害認定の基準)

第 3 条 被害の認定は、国が定める災害の被害認定基準に準じて、町長が行うものとする。

### (見舞金の支給)

第 4 条 町長は、前条に定めるところにより被害の認定をした場合は、当該被災者の世帯主又は被災者世帯の遺族に対し、見舞金を支給することができる。

2 前項に規定する遺族の範囲及び順位は、条例第 4 条の規定を準用する。

### (見舞金の額)

第 5 条 見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 死亡 1 人当たり 5 万円
- (2) 全焼、全壊、大規模半壊又は流失 1 世帯につき 3 万円
- (3) 半焼又は半壊 1 世帯につき 1 万円
- (4) 床上浸水 1 世帯につき 1 万円

### (支給の制限)

第 6 条 見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 住家の被害等が被災者又は遺族の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
- (2) 前号に掲げるほか、町長が見舞金の支給を不相当と認めるとき。

### (その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。